

愛媛県職員（技能労務職（農林水産作業員））採用試験案内

令和7年5月19日
愛媛県総務部総務管理局人事課

愛媛県職員採用（令和8年度採用）のための試験を次のとおり行います。

- 受付期間 令和7年6月6日（金）～8月8日（金）
- 試験会場 （第1次試験）書類選考、（第2次試験）愛媛県庁
- 試験日 （第2次試験）令和7年9月13日（土）

1 試験区分、採用予定人員、勤務地及び職務内容

試験区分	採用予定人員	勤務地	職務内容
技能労務職 （農林水産作業員）	1名程度	愛媛県全域	愛媛県農林水産研究所に勤務し、圃場、山林、家畜、養殖魚等の管理及び試験研究の補助等に従事します。 〔栽培作物の収穫、作業用機械の操作、除草作業、畜舎の環境整備・糞尿処理、餌料生物の培養、漁具整備 等〕

2 受験資格

次の①～②を全て満たす者

- ① 昭和46年4月2日以降に生まれた者
- ② 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者

3 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。
なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試験の内容
第1次試験	書類選考 （自己アピール）	100点	職務経験・実績や県行政に対する意欲等について、申込時に登録（提出）された自己アピールにより審査します。
第2次試験	筆記試験	40点	高等学校卒業程度の教養試験（択一式60題）を行います。（解答30分）
	面接試験	60点	人物について総合的に評価するため、個別面接を行います。
	適性検査	—	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

- (2) 第1次試験の合格者は、第1次試験の得点の高い者から決定します。
(3) 最終合格者は第2次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。

4 受験申込み

- (1) 受験の申込みは、愛媛県ホームページから「愛媛県採用試験受験等申込システム」（以下「システム」という。）へアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。

受付期間：令和7年6月6日（金）午前8時30分～8月8日（金）午後5時15分

※ 原則、郵送や持参による申込みは受け付けできませんが、インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合には、7月25日（金）までに下記11へ問い合わせてください。

- (2) 申込みは、「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行い

I D 番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください（I D 番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください。）。

- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に下記11へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問い合わせは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます（下記11へ原則電話で問い合わせてください。）。
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合がありますほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）。
- なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

5 受験票の交付

- (1) 受験番号は、受付期間終了後に、登録されたメールアドレス宛に「受験番号のお知らせ」の電子メールを送信します。8月18日（月）までにこの電子メールが届かない場合は、下記11へ問い合わせてください。
- (2) 受験票は、第1次試験合格者のみ出力することができます。第1次試験に合格された方には、合格発表後「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入のうえ、申込者本人が署名して、第2次試験受験の際に必ず持参してください。

6 試験日、試験実施場所

区 分	試 験 日	場 所	合格発表	備 考
第1次試験	受付期間（6月6日（金）～8月8日（金））内に登録（提出）	—	8月下旬	
第2次試験	令和7年9月13日（土）	愛媛県庁 （松山市一番町四丁目4-2）	10月上旬	詳細は、第1次試験合格者に通知します。

7 合格発表

試験結果は、受験者全員に通知します。また、合格者の受験番号を愛媛県ホームページに掲載します。

8 採用日

原則として令和8年4月1日です。

9 勤務条件

① 給与

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として次のとおり支給されます。

諸手当は、期末手当、勤勉手当のほか、支給要件に該当する者には、扶養手当、住居手当、通勤手当等が支給されます。

試 験 区 分	現行給料月額（高校新卒者の場合）		
技能労務職 （農林水産作業員）	技能労務職給料表	1級1号給	186,814円

※ 学歴や職歴などに応じて、一定の基準により加算される場合があります。

② 勤務時間・休日

- ・勤務時間は、原則として1週38時間45分です。
- ・休日は、原則として土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の日（12月29日から1月3日）です。

③ 休暇等

- ・有給休暇として、年間20日（採用年は、4月1日採用の場合は15日）の年次有給休暇のほか、結婚休暇、産前産後休暇、夏季休暇などの特別休暇があります。
- ・3歳未満の子を養育するため、育児休業をすることができます。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項第1号の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券、合格通知書等）を持参のうえ、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分（合格発表当日のみ、午後1時）から午後5時15分まで）に下記11のお問い合わせ先へ直接おいでください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

開示請求できる人	開 示 内 容	開示請求期間	開 示 場 所
第1次試験不合格者	第1次試験の得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない場合は、その旨）	第1次試験合格発表の日から1月間	愛媛県総務部 総務管理局人事課
第2次試験受験者	第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位（ただし、基準に達しない試験又は検査がある場合は、順位に代えて当該試験又は検査種目名）	第2次試験合格発表の日から1月間	

11 お問い合わせ先

受験手続その他については、下記へお問い合わせください。

愛媛県総務部総務管理局人事課（愛媛県松山市一番町4-4-2 TEL 089-912-2176）